

論点2 森林環境税(国税)との関係

論点2-1

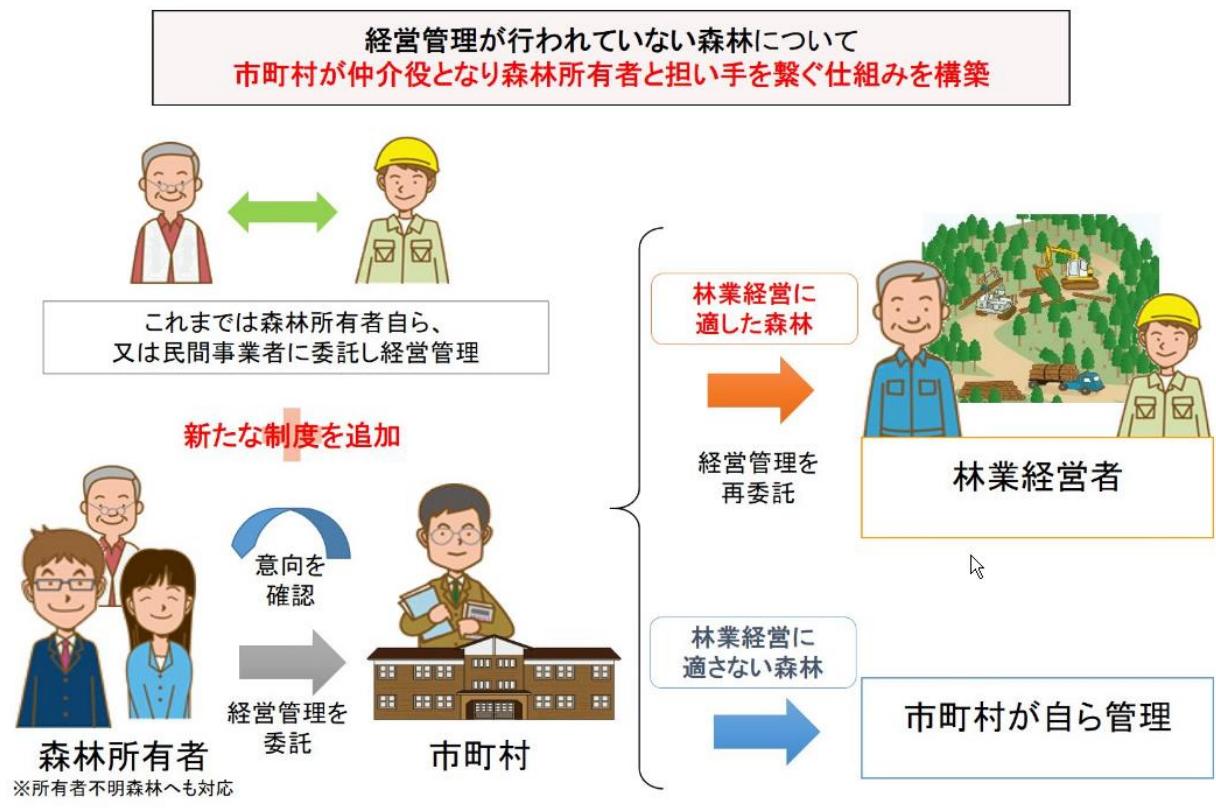
森林環境保全税(県税)と森林環境税(国税)の関係をどう考えるか。

検討の視点

- 森林環境保全税(県税)と森林環境税(国税)は両立が可能な制度だろうか。
- そもそも森林環境保全税(県税)は、地方分権時代を迎え国の施策を待つまでもなく、森林の抱える喫緊の課題への対応を早急に進めるために創設したものである。国において森林環境税(国税)が創設され、譲与税として県へ配分されることとなったことから、森林環境保全税(県税)を廃止することが妥当か。

森林経営管理制度（森林経営管理法）

- 戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えていますが、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化に伴って森林所有者の施業意欲が低下しており、森林の手入れや木材生産が必ずしも十分に行われていない現状にあります。
- このような状況に鑑み、国は、平成30（2018）年5月に「森林経営管理法」を制定し、平成31（2019）年4月から施行しました。
- この法律により、**森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、市町村が仲介役となり森林所有者と森林組合等の林業経営者をつなぐ、「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」が開始されました。**
- また、平成31年度税制改正において、国税として森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林所有者からの委託を受け、**市町村が自ら経営管理を行う場合は、森林環境譲与税を財源として森林整備が実施できる制度が開始されました。**



森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成31(2019)年3月成立)

法律に基づき「森林環境税」(令和6(2024)年度から課税)及び「森林環境譲与税」(令和元(2019)年度から譲与)が創設されました。

森林環境税創設の趣旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

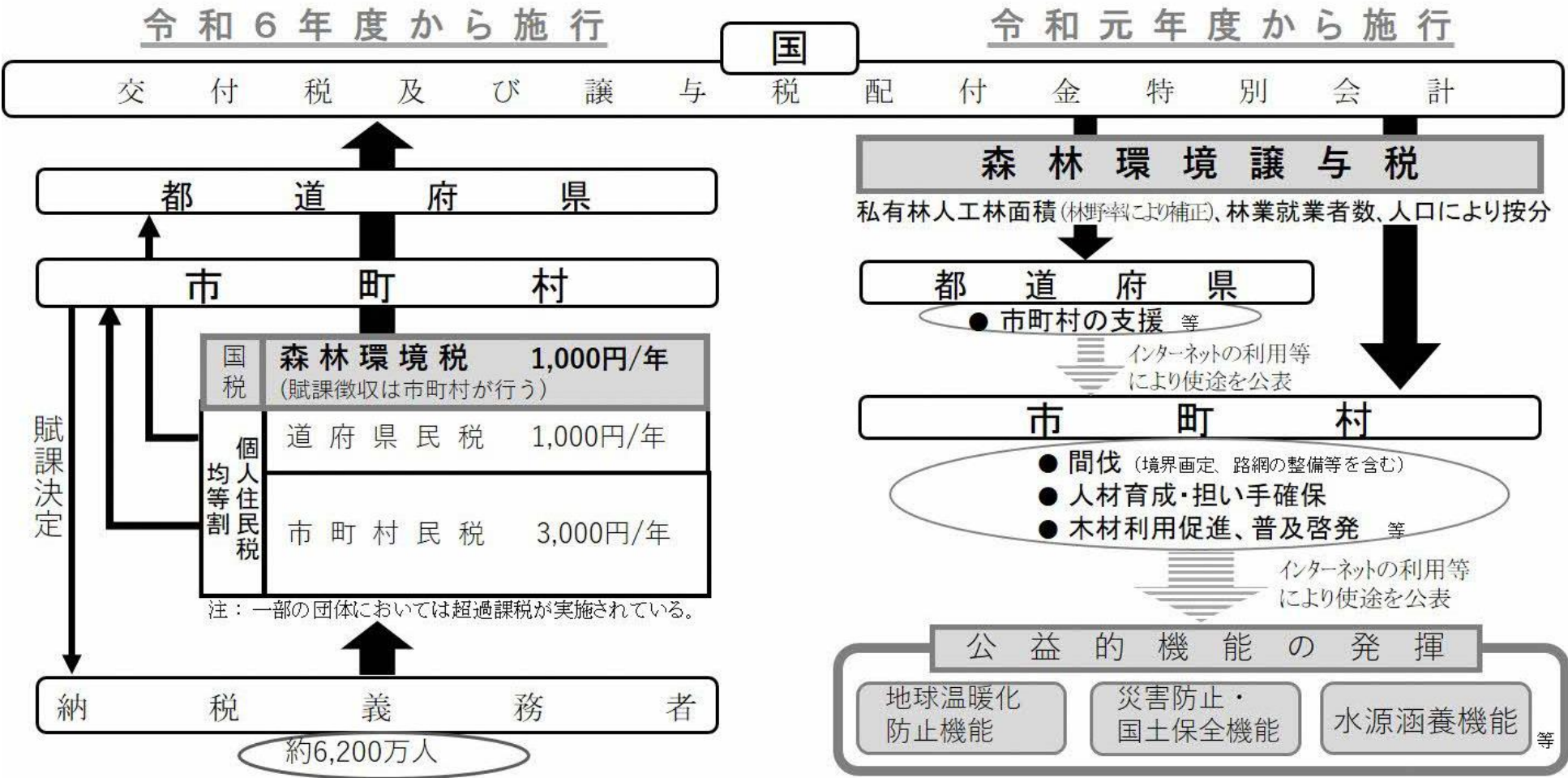
森林環境税・森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。

また、「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されているところです。

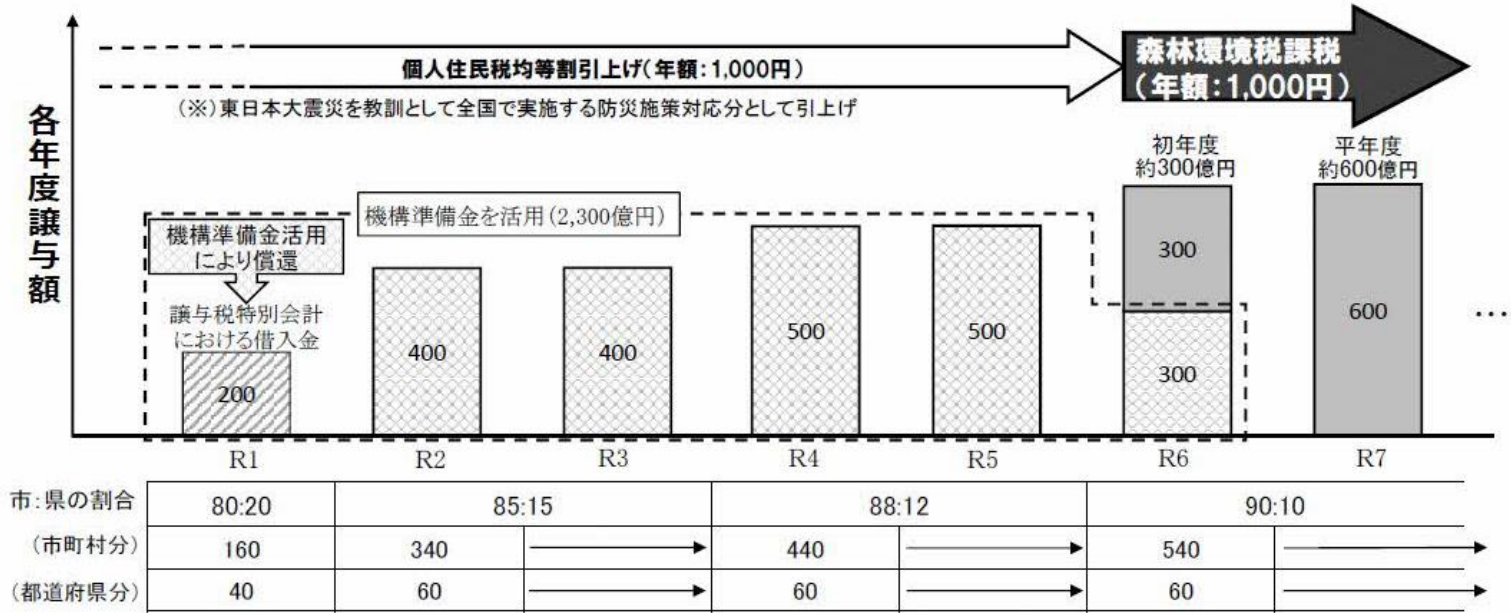
なお、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために、令和2(2020)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部が改正され、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの各年度における森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税及び譲与税配付金特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとなりました。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



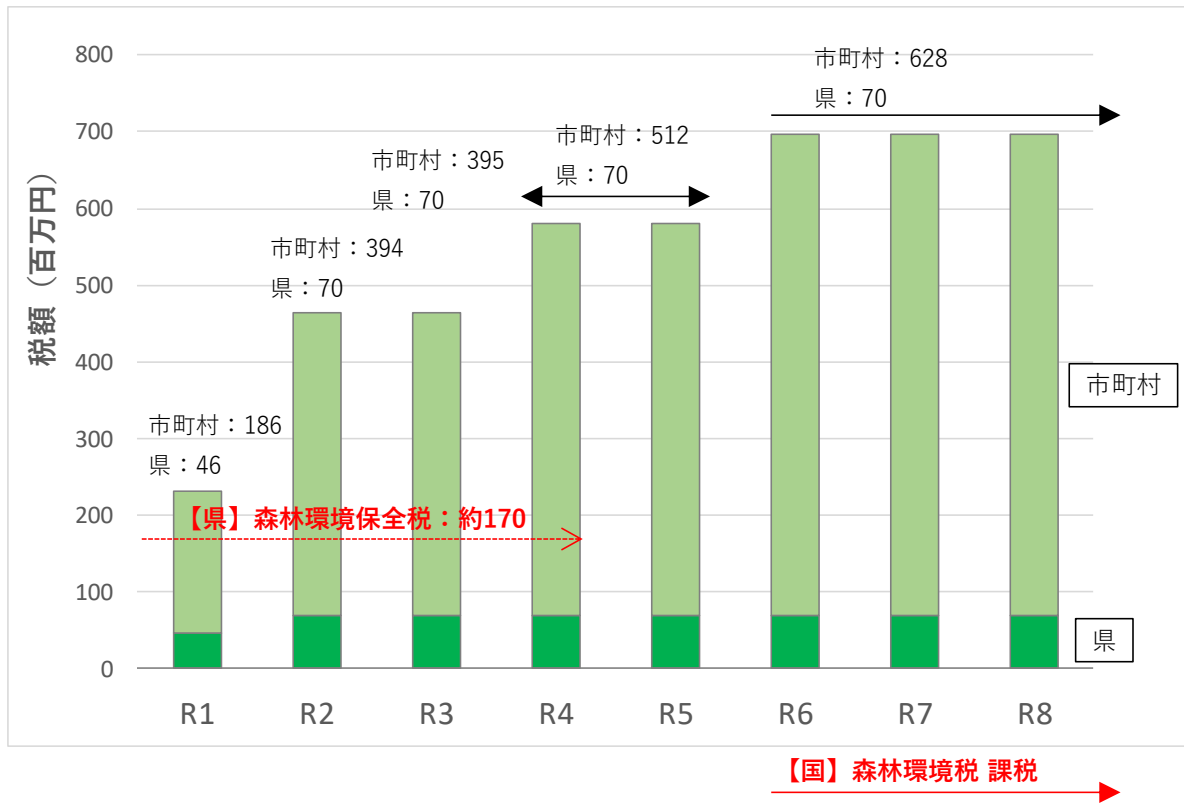
【譲与基準】

市町村分	—	50% : 私有林人工林面積	【※以下のとおり林野率による補正】
		20% : 林業就業者数	
都道府県分	—	30% : 人口	
		市町村と同じ基準	

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

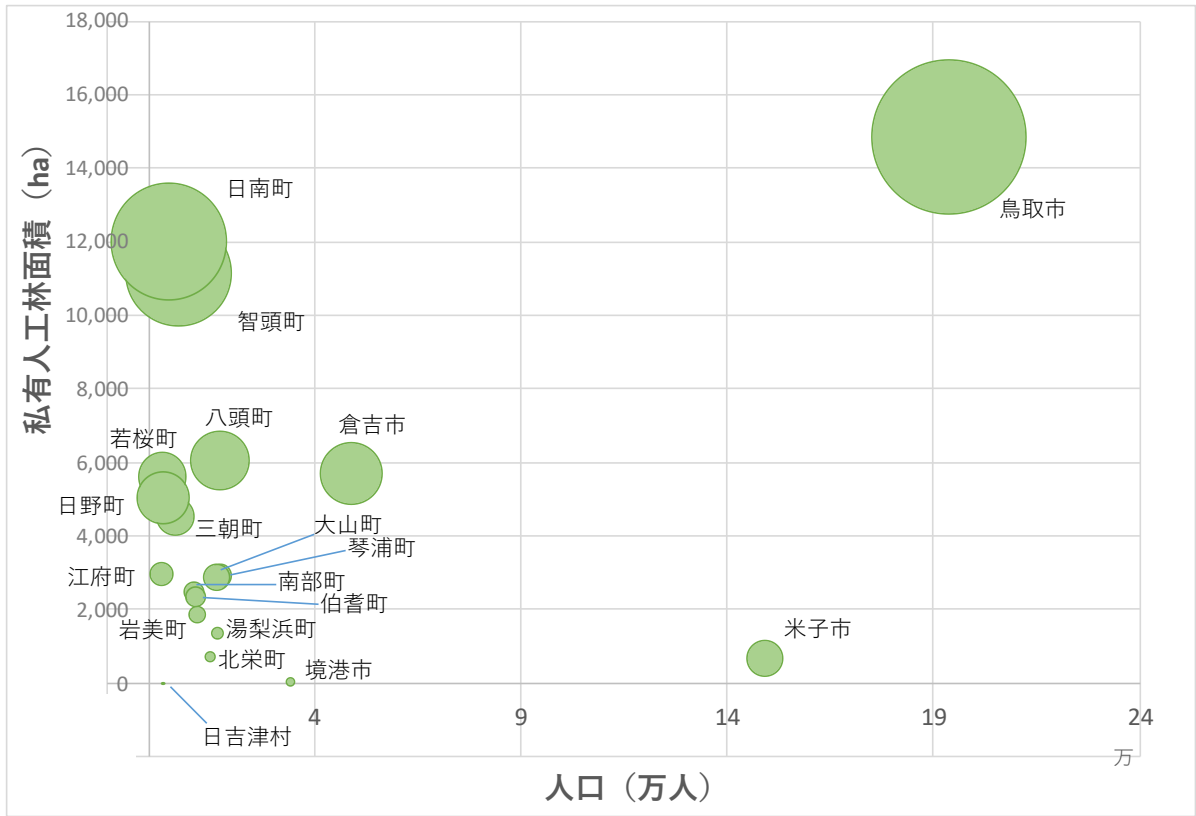
鳥取県内の森林環境譲与税の配分額及び各市町村の人口・森林面積との関係

■森林環境譲与税の配分額の推移



■各市町村の人口及び森林面積とR2譲与額の関係

※円の大きさは譲与額を表す。



論点2 森林環境税（国税）との関係

県内各市町村の 譲与税支出状況

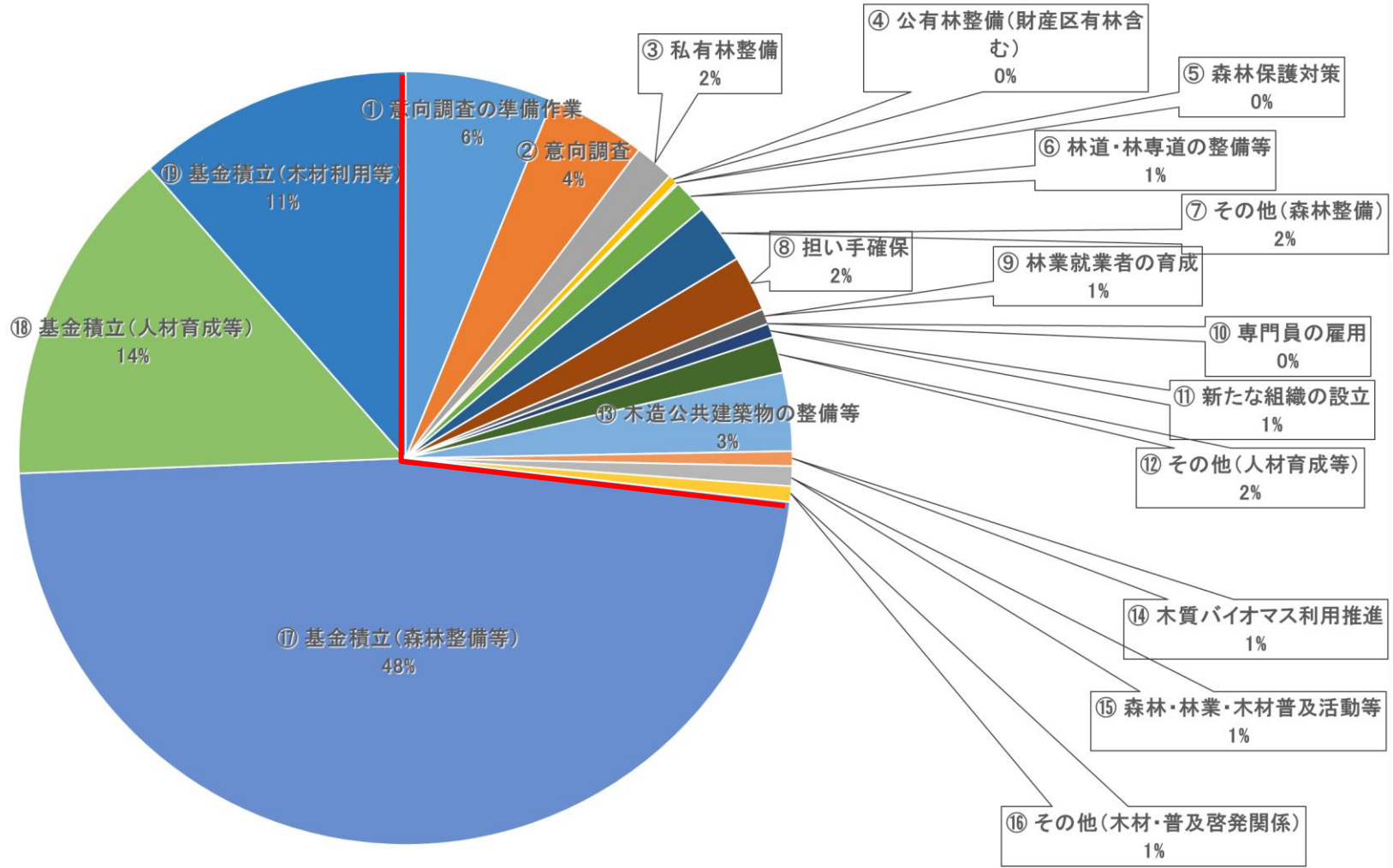
森林環境譲与税 自治体別・事業区分別集計（R1 + R2 合計）

単位：千円

市町村	① 意向調査の準備作業	② 意向調査	③ 私有林整備	④ 公有林整備（財産区有林含む）	⑤ 森林保護対策	⑥ 林道・林専道の整備等	⑦ その他（森林整備）	⑧ 担い手確保	⑨ 林業就業者の育成	⑩ 専門員の雇用	⑪ 新たな組織の設立	⑫ その他（人材育成等）	⑬ 木造公共建築物の整備等	⑭ 木質バイオマス利用推進	⑮ 森林・林業・木材普及活動等	⑯ その他（木材・普及啓発関係）	⑰ 基金積立（森林整備等）	⑱ 基金積立（人材育成等）	⑲ 基金積立（木材利用等）	合計
鳥取市	21,970	1,077	0	0	0	635	481	122	0	0	0	0	0	0	0	0	87,205	0	0	111,490
倉吉市	0	7,623	4,600	0	128	0	0	0	0	0	480	0	0	0	0	0	30,956	0	0	43,787
岩美町	0	364	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,041	0	0	10,405
若桜町	0	500	3,509	0	0	4,142	322	0	0	0	480	0	0	400	0	3,690	0	0	20,648	33,691
智頭町	329	2,805	917	0	0	0	119	0	2,065	0	0	6,725	15,000	0	3,284	0	20,220	11,079	13,910	76,453
八頭町	10,428	196	0	0	346	710	4,844	0	1,380	0	0	529	3,751	3,190	1,218	0	15,008	0	0	41,600
湯梨浜町	0	1,210	0	0	0	374	0	0	0	0	593	0	0	0	0	0	4,919	0	0	7,096
米子市	344	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,103	24,520
境港市	0	0	0	2,238	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115	2,687	0	0	5,040
三朝町	1,255	0	412	0	0	1,760	107	0	0	0	0	0	0	0	294	0	22,095	0	0	25,923
琴浦町	0	418	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,188	0	0	14,606
北栄町	0	957	0	0	0	0	0	0	0	0	480	0	193	0	0	0	4,382	0	0	6,012
日吉津村	0	0	216	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198	0	0	414
大山町	0	2,911	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	14,731	0	0	17,667
南部町	0	680	0	0	0	0	8,152	0	0	0	480	0	0	0	0	0	4,226	0	0	13,538
伯耆町	0	1,552	25	0	0	0	143	0	305	0	0	0	0	0	0	0	10,765	0	0	12,791
日南町	0	2,480	0	0	0	0	0	13,379	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68,003	0	83,862
日野町	0	970	0	0	0	685	302	0	0	0	400	1,495	0	0	0	0	21,882	2,880	8,000	36,614
江府町	1,637	0	0	0	0	0	0	0	0	0	480	0	0	0	0	0	12,353	0	0	14,470
合計	35,963	23,816	9,679	2,238	474	8,306	14,470	13,501	3,750	0	3,394	8,774	18,944	3,590	4,796	3,805	275,858	81,962	66,661	579,979

県内市町村全体の 譲与税支出状況

森林環境譲与税 事業区分別集計（R1+R2合計）

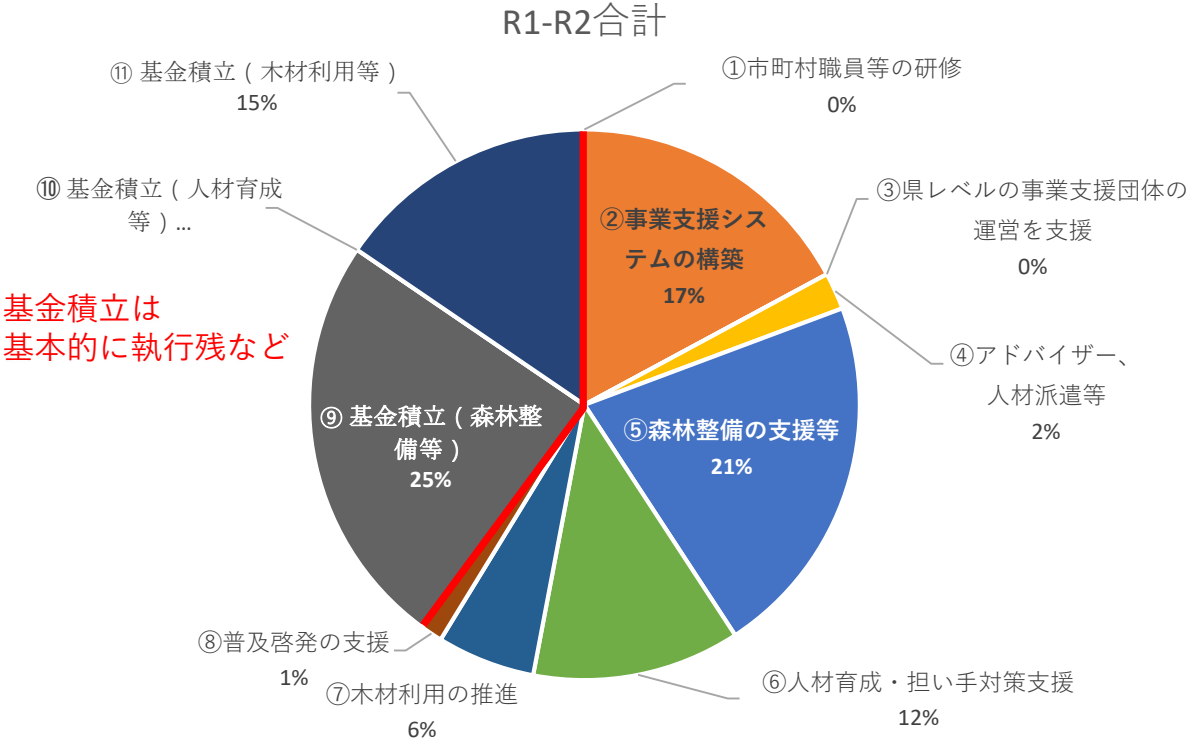


現状では譲与税の73%が
基金への積み立て

鳥取県の譲与税支出状況

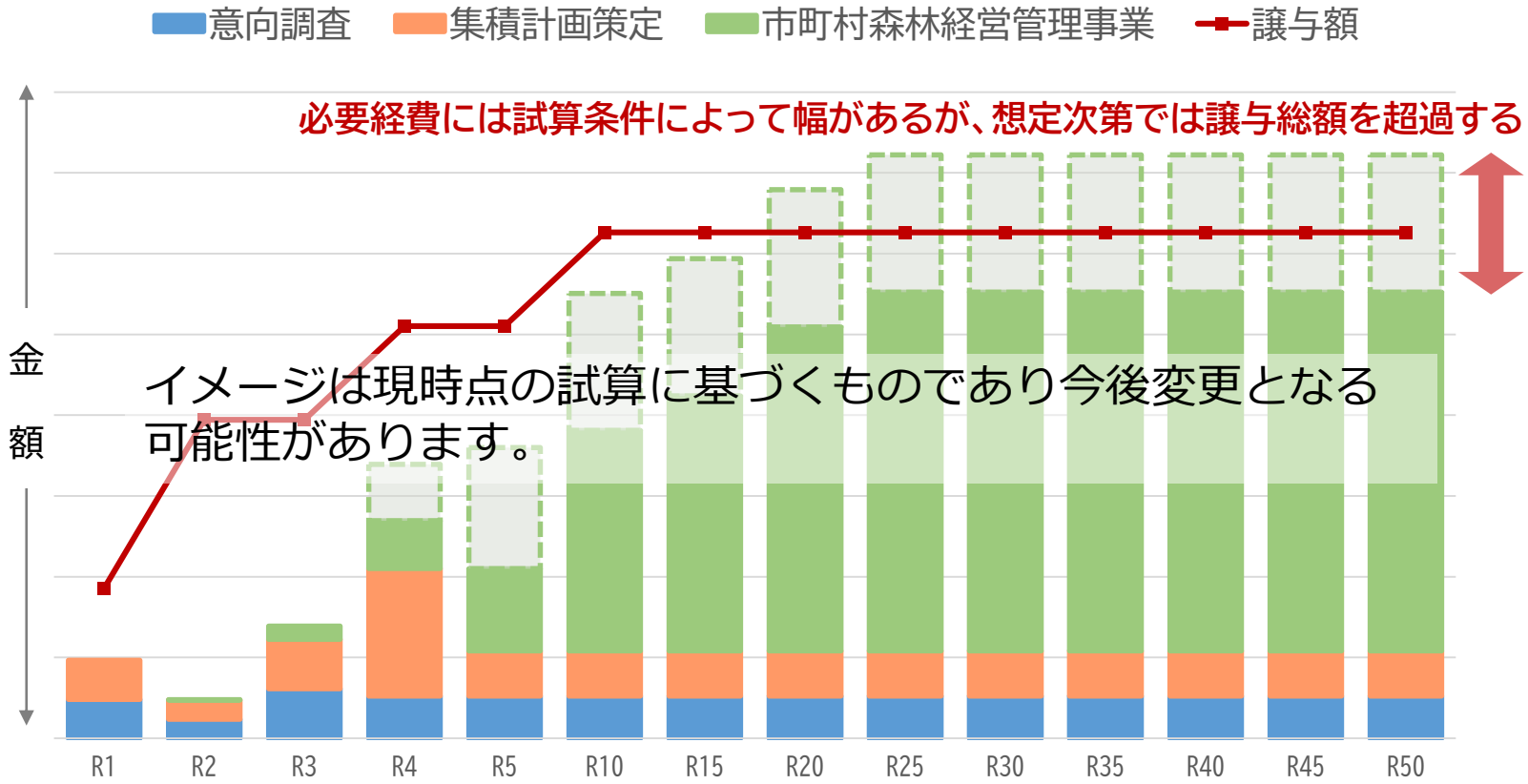
R1 + R2合計

事業区分	R1		R2		合計	
	事業費	割合	事業費	割合	事業費	割合
①市町村職員等の研修	0	0%	0	0%	0	0%
②事業支援システムの構築	14,118	30%	5,758	8%	19,876	17%
③県レベルの事業支援団体の運営を支援	0	0%	0	0%	0	0%
④アドバイザー、人材派遣等	2,513	5%	0	0%	2,513	2%
⑤森林整備の支援等	4,156	9%	20,759	30%	24,915	21%
⑥人材育成・担い手対策支援	6,185	13%	7,975	11%	14,161	12%
⑦木材利用の推進	0	0%	6,682	10%	6,682	6%
⑧普及啓発の支援	1,474	3%	0	0%	1,474	1%
⑨ 基金積立（森林整備等）	0	0%	28,423	41%	28,423	25%
⑩ 基金積立（人材育成等）	0	0%	0	0%	0	0%
⑪ 基金積立（木材利用等）	17,951	39%	0	0%	17,951	15%
合計	46,398		69,598		115,996	



森林環境譲与税収支予測

市町村における森林経営管理制度に係る必要経費等の将来推移
(試算に基づくイメージ)



・森林経営管理制度(R元年度より開始)について、現状では意向調査や集積計画作成などの作業が主となっているが、今後はそれらに基づく森林整備を実施していく必要があり、森林整備面積の拡大に伴い必要経費は現状より大きく増加することが予想される。

・森林環境譲与税の活用見込みについて市町村に回答を求めた調査(R3年7月実施)においても、複数の市町村から、「森林経営管理制度による今後の森林整備に向けて一定程度基金に積み立てておく必要がある」との回答あり。

※県内の制度対象森林(私有人工林のうち一定割合の面積)において一定周期ごとに間伐を行う場合に必要となる経費についての試算に基づき作成したイメージ

論点2 森林環境税（国税）との関係

県税と国税の 制度概要の比較

項目	鳥取県森林環境保全税（県税）	森林環境税（国税）
課税主体	鳥取県	国
趣旨・目的	森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備及び森林を守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てる。 上記目的に即した県が行う事業に充当	パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する。 市町村が行う新たな森林管理システム（森林経営管理法）の実施に優先的に充当。県への配分はその施策の支援等に充当。
課税方式	県民税均等割 超過課税方式	市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
納税義務者	県民税均等割を納税する個人及び法人	国内に住所を有する個人
徴収主体	個人県民税：市町村が徴収し、県に払込み 法人県民税：県が徴収	市町村が徴収し、都道府県を經由して国に払込み
適用期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日 (5年間)	令和6年度～
税額	[個人]年間500円 [法人]県民税均等割額の5%相当額 (資本金に応じ、年間1,000円～40,000円)	年間1,000円 (令和5年度までは、東日本大震災を教訓として全国で実施する防災施策対応分として引上げており、実質的な負担増はない)
税収・配分額	約1.8億円/年(令和2年度)	令和元年度から森林環境譲与税として市町村及び都道府県に配分 【市町村】 譲与総額の9/10 【都道府県】 譲与総額の1/10 ※当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行 配分方法：私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により按分 私有林人工林面積：林業就業者数：人口 = 5：2：3 【参考】 鳥取県内市町村への配分総額 約4億円/年(令和2年度) ※R6年度まで段階的に増額 鳥取県への配分額 約7千万円/年(令和2年度)

森林吸収源対策税制に関する検討会報告書 (H29.11.21)における関係性の整理（抜粋）

4. 森林環境税（仮称）創設に当たっての課題等

（府県における超過課税との関係）

- 森林整備等については、超過課税による財源も活用しながら、これまで都道府県が積極的な役割を果たしてきたが、今後、新たな森林管理システムの下で、都道府県だけでなく、森林現場に最も近い市町村が、地域の実情を踏まえつつ、森林整備に携わっていくこととされており、森林環境税（仮称）はそのための財源に充てられるものである。
- これを踏まえれば、国の森林環境税（仮称）は府県の超過課税に取って代わるものではなく、都道府県と市町村がそれぞれの事業内容等について必要な協議を行った上で、両方の財源を効果的に活用して、これまで以上に森林整備等を推進していくことが期待される。
- 一方で、各地域の住民の立場からすれば、森林環境や水源環境の保全等という同様の趣旨により、地方団体の超過課税に加えて、国の森林環境税（仮称）による負担が上乗せされるように感じられるため、全国知事会からは、超過課税への影響が生じないようにしっかりと調整すべき、との意見が出されている。
- しかし、各府県が導入している超過課税は、税額や用途、実施時期等が団体により様々であり、また、それぞれの創意工夫の下、地域住民の合意を得た上で実施しているものであるため、短期的に、国の森林環境税（仮称）と各府県すべての超過課税との調整を図るのは難しい状況にある。
- 国としても、各府県の超過課税の内容を尊重し、その見直し時期等を踏まえつつ、両者の関係の整理が円滑に進むよう、必要な対応を行うよう努めるべきである。

各税の用途と 県、市町村への配分割合

	譲与税		保全税	
	配分割合	用途	配分割合	用途
県	1	森林経営管理制度の推進等、 市町村における森林整備の推進等のための取組を支援するための財源	10	県内の森林における公益的機能の発揮のための本県としての特別の需要に基づき、 県が独自に実施する事業の財源
	
市町村	9	森林経営管理制度において 市町村が自ら実施する森林整備等、森林整備の推進等のために市町村が独自に実施する事業の財源	0	

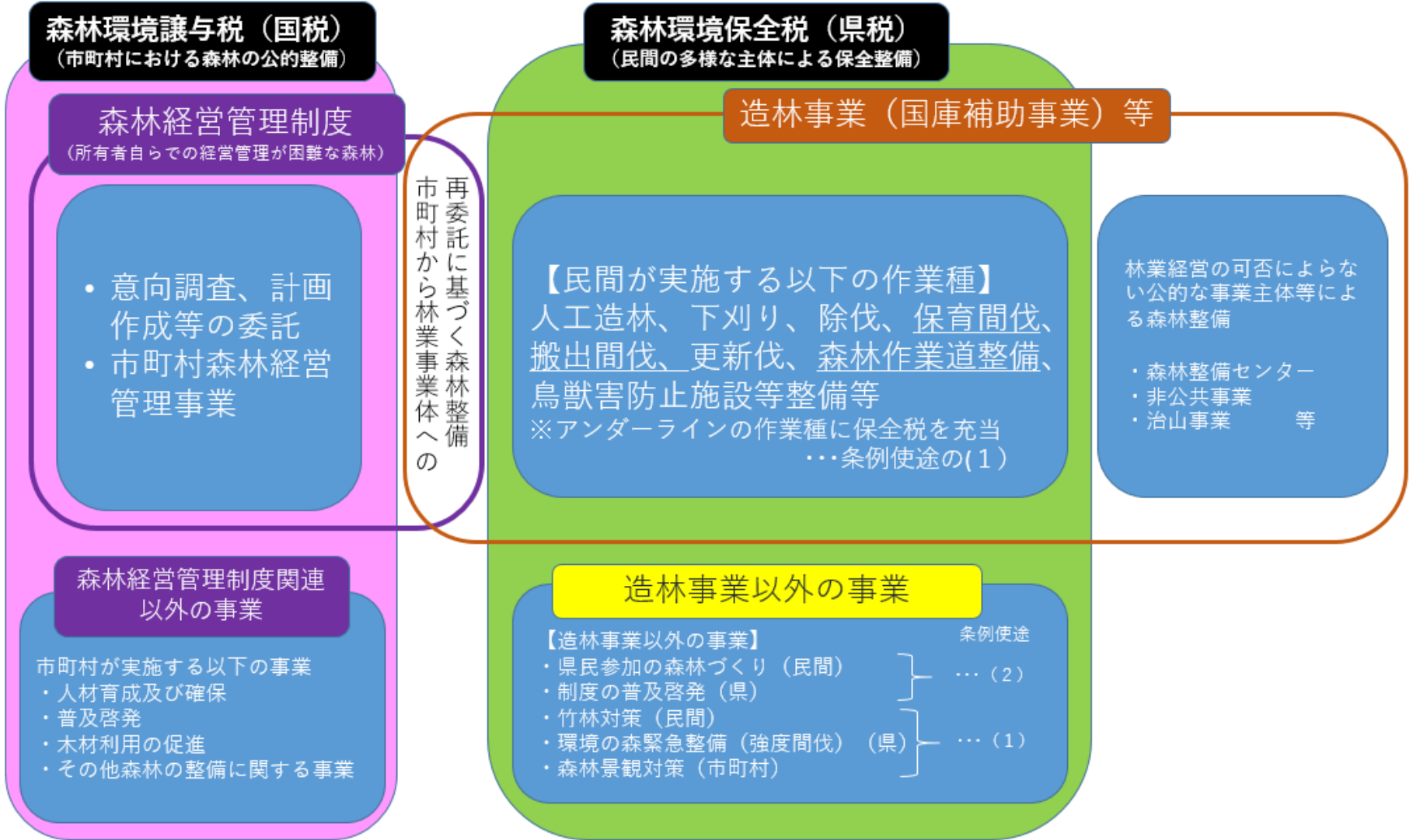
県税と国税の 使用整理イメージ

鳥取県税条例

(森林環境保全税の用途)

第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林及び県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業
- (2) 森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業



論点3 森林環境保全税(県税)により取組むべき財政需要

論点3-1

- ・森林環境保全税(県税)により取組むべき財政需要にはどのようなものがあるか。
- ・森林環境保全税(県税)と森林環境税(国税)の用途をどう考えるか。
- ・今後も森林環境保全税(県税)を実施していく必要があるか。

検討の視点

- 森林環境保全税(県税)の目的の達成には、どのような課題への取組みが必要か。
- 一般財源を財源に事業を実施することはできないか。

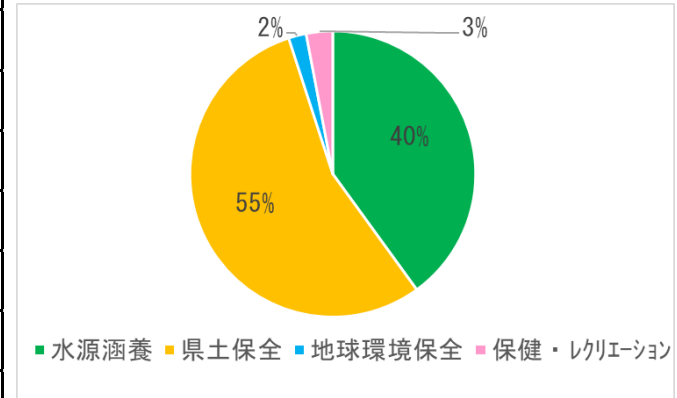
森林整備により期待される効果

右表のような森林の公益的機能を発揮させるには、継続的に森林の施業を実施していくことが必要。

【参考】鳥取県の森林の評価額

- ・森林は、木材等の生産を始め、県土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全等、多面的機能を有し、私達の生活に重要な役割を果たしています。
- ・これら森林の持つ多面的機能の価値は、貨幣評価可能なものだけでも8,227億円と評価されています。

機能の種類		評価額
水源涵養	降水の貯留	1,137億円
	水質の浄化	1,485億円
	洪水の防止	686億円
県土保全	表面浸食防止	3,689億円
	表面崩壊防止	866億円
地球環境保全	二酸化炭素吸収	127億円
	化石燃料代替	11億円
保健・レクリエーション		226億円
合 計		8,227億円

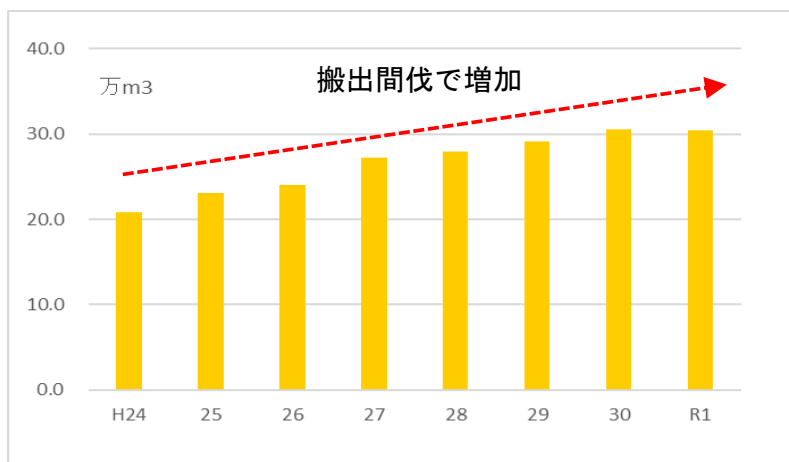


※日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月）を参考として鳥取県分を試算したもの。

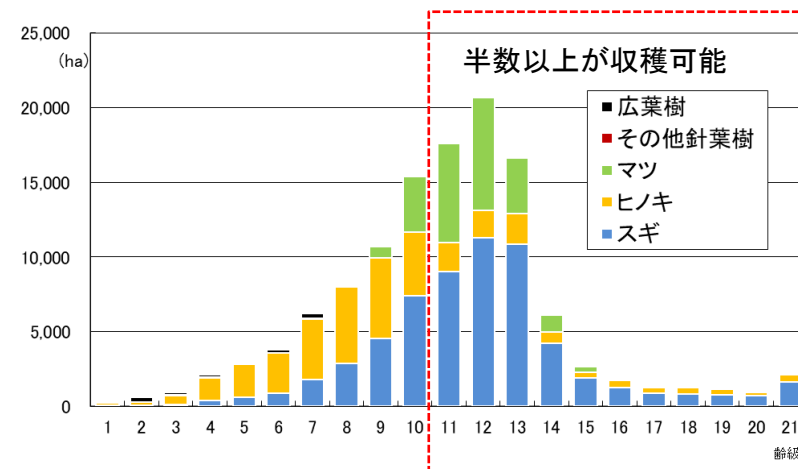
森林整備の方向性・目標について

<現状と課題>

- これまで本県では、搬出間伐を推進して、森林を健全に成長させて二酸化炭素吸収等の公益的機能の維持発揮を図るとともに、高まる合板工場等からの原木需要への対応を図ってきました。
- しかし、県内人工林の半数以上が主伐可能な時期を迎えており、従来の延長線上にある保育主体の施業も転換期を迎えつつあります。
- このため、間伐等の森林整備と併せて皆伐再造林を推進し、「伐って」、「使って」、「植える」という森林資源の循環的利用を進めながら、適切な森林管理による持続可能な林業の実現により森林の持つ多様な機能を継続して発揮していく必要があります。
- また、森林の有する多様な機能の発揮のためには、林業に適さない人工林への広葉樹の導入や森林を社会全体で支えていく機運の醸成を図りながら、森林整備を推進することが必要です。
- 転換期を迎えた森林を適切に整備・保全しつつ、森林の若返りを図っていくことは、森林の保続培養と森林生産力の増進を図るだけでなく、二酸化炭素吸収源対策として環境負荷の少ない社会の形成に大きな役割を果たすこととなります。



素材生産量の推移



人工林の齢級別構成

森林整備の方向性・目標について

1 森林の有する多様な機能の発揮

- (1) 間伐や皆伐再造林等の推進・・・適切な間伐や皆伐再造林・広葉樹の導入
- (2) 森林の若返りの促進・・・苗木の安定供給、再造林の低コスト化、シカ等鳥獣被害対策等の推進
- (3) 社会全体で支える森林づくり・・・県民参加の森林づくり、共生の森、Jークレジット・森林認証等の推進

2 持続可能な森林経営の確立

- (1) 森林経営の集積・集約化・・・新たな森林経営管理制度及び森林経営計画の推進
- (2) スマート林業の推進・・・レーザ航測データ、ドローンやICT等の活用
- (3) 低コスト林業の推進・・・路網整備、高性能林業機械等の導入推進

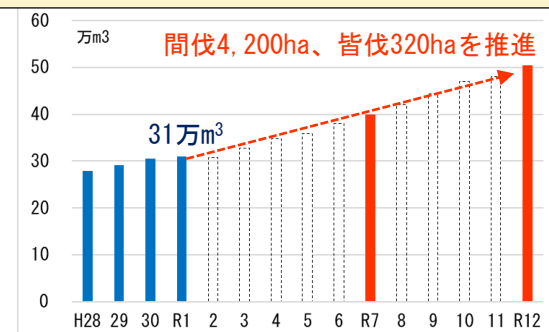
3 森林の適切な保全・管理

- (1) 災害等に強い森林づくりの推進・・・山地災害対策（国土強靱化）、ナラ枯れ等森林病虫害防除対策の推進
(↑竹林対策)

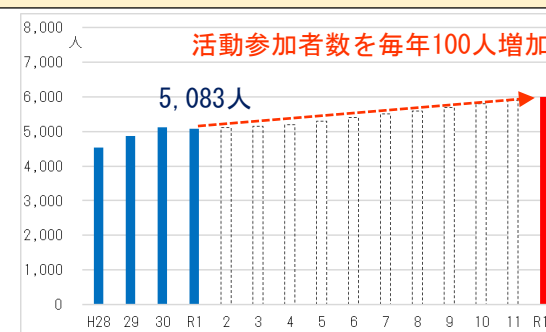
※赤字アンダーライン：森林環境保全税関連事業

施策目標

◆素材生産量 R7:40万m³・R12:50万m³



◆県民参加の森林づくり活動参加者数 R12:6,000人



※森林環境保全税及び森林環境譲与税を活用した森林づくり活動

◆森林による二酸化炭素吸収量 R12:88万tCO₂

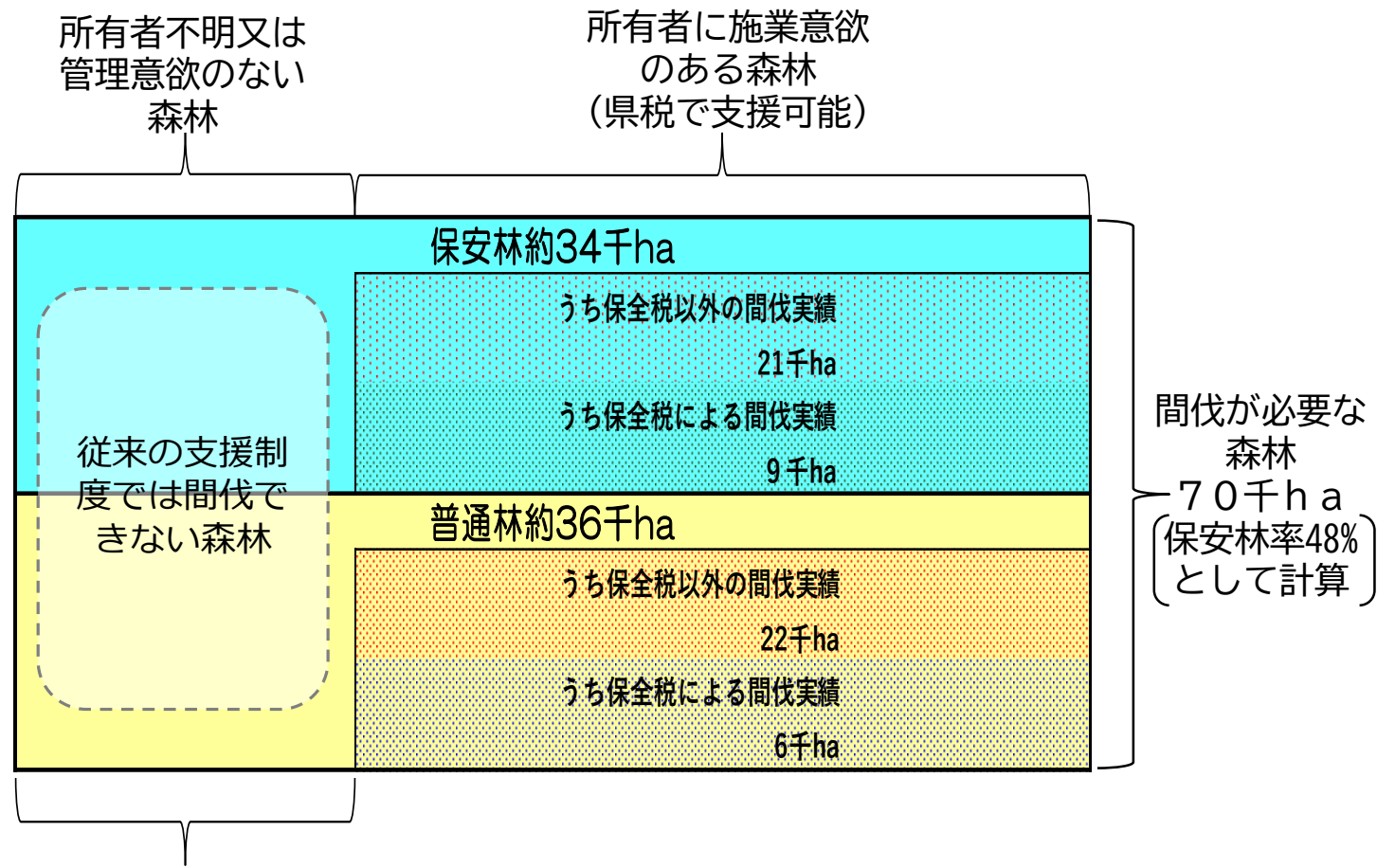
- 本県では、国に先駆けて令和2年1月に令和32(2050)年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す事を表明
- この長期目標を見据えた道筋として、令和12(2030)年の温室効果ガス排出量40%削減（平成25（2013）年度比）の目標を掲げ低炭素社会の実現に向けて、省エネ等の推進と併せて二酸化炭素吸収源となる森林整備に取り組む

区分	H25 (基準)	H30 (中間)	R12 (目標)	備考
温室効果ガス排出量	5,268千tCO ₂	4,780千tCO ₂	3,710千tCO ₂	対H25年度 1,558千tCO ₂ 削減
森林による吸収量 (間伐面積)	572千tCO ₂ (2,740ha)	647千tCO ₂ (3,388ha)	883千tCO ₂ (4,200ha)	対H25年度 311千tCO ₂ 増加
総排出量	4,696千tCO ₂	4,133千tCO ₂	2,827千tCO ₂	対H25年度 削減率40%

鳥取県の森林の課題（間伐）について

- 民有人工林面積 124,000ha
うち間伐期のスギ・ヒノキの人工林 約70,000ha
- 保全税による強度間伐延べ面積 127ha
国庫補助事業に上乗せ延べ面積 14,798ha
計 約15,000ha

- 県内の人工林において、普通林は過半数を超える。
- 保安林と普通林、双方に間伐支援をすることで、森林吸収源対策の推進が図られてきた。
- 一方で、県が間伐支援してきたのは、森林所有者の施業意思のある森林に限られ、現状、所有者不明の森林や経営管理意欲のない所有者の持つ森林の荒廃が問題となっているが、そういった森林については県税の支援が届かず整備が進んでいない。

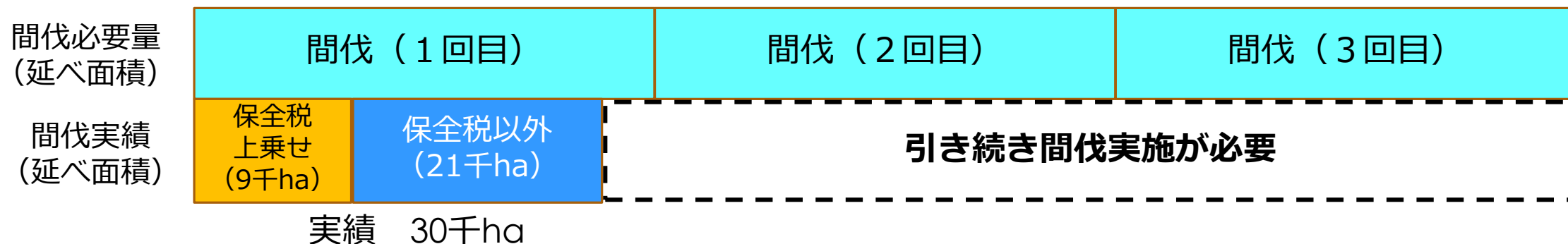


この部分の森林整備を推進するため譲与税が活用される。

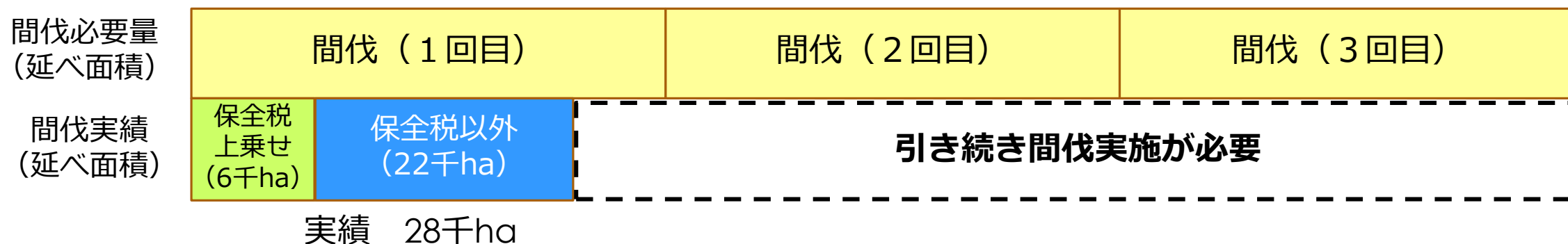
間伐の実施状況（イメージ）

○間伐は15年に1回程度必要であり、今後も継続的に管理していく必要がある。

■ 間伐が必要な保安林（約34千ha）

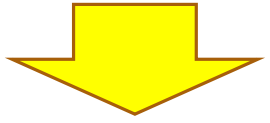


■ 間伐が必要な普通林（約36千ha）

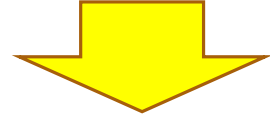


新たに顕在化した課題

現行の造林補助金等では
**生活の身近にある里山林の
整備に係る制度が不十分**



地域住民の生活環境の保全
や生物多様性の保全を図り、
継続的な保全と利用の協働活
動を促進し、森林の恩恵に対
する意識の醸成を図るための
支援が必要



里山林活用促進の
ためのパッケージ
支援の創設



植栽、下刈・除伐等の保育



管理歩道設置



不要木・枯損木の伐採・搬出



竹の伐採・整理・搬出



危険木の伐採・搬出

国税の創設を踏まえた県税の使途の見直し（案）

【使途整理の基本方針】

- ・市町村が実施主体となる森林整備は、譲与税での執行に移行
- ・近年事業実績のない事業について廃止

区分	使途事業	第4期→第5期
守意識 森り識 林育の をて醸 る成	とっとり県民参加の森づくり推進事業（ソフト） 森林を守る意識を高めるための森林体験企画の実施に対する支援 【事業主体】ボランティア団体等 【補助率】 10/10	継続
	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知（各種広報） 【事業主体】県 【補助率】 ー	継続

区分	使途事業	第4期→第5期
公益的 機能 の発 揮の ため の森 林整 備	とっとり環境の森緊急整備事業（ハード） 県が所有者に代わって行うスギ・ヒノキ人工林の強度間伐、荒廃地の条件整備（針広混交林への誘導） 【事業主体】県 【補助率】 ー	廃止 近年実績なし
	保安林等の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐に対する支援 【事業主体】森林所有者等 【補助率】保安林 8/10（うち造林事業6.8/10） 普通林 7.5/10（うち造林事業6.8/10）	継続
	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備に対する支援 【事業主体】森林所有者等 【補助率】 8/10（うち造林事業6.8/10） 8/10（うち森づくり作業道整備事業5/10）	継続
	竹林整備事業 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援 【事業主体】森林所有者、 市町村 等 → 市町村実施は譲与税へ移行 【補助率】(1) 竹林の伐採、片付け、管理道・アクセス道開設：8/10 (2) 伐採竹の搬出：定額（1,200円/m ³ 又は1,000円/t）	継続 (一部廃止)
	竹林の林種転換及び保育（除伐）への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入地竹の駆除 【事業主体】森林所有者等 【補助率】 8/10（うち造林事業6.8/10）	継続
	森林景観対策事業 市町村が行う国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等を支援 【事業主体】 市町村 【補助率】 3/4 → 譲与税へ移行	廃止
	モザイク林造成への上乗せ モザイク林造成のための小規模皆伐に係る再造林に対する支援 【事業主体】森林所有者等 【補助率】 8/10（うち造林事業6.8/10）	廃止 事業実績なし

論点3 森林環境保全税（県税）により取り組むべき財政需要

第5期の財政需要の試算

(単位：千円)

期別	区分	とっとり環境の森緊急整備事業		とっとり県民参加の森づくり推進事業	間伐支援事業						竹林整備事業			森林景観対策	里山整備パッケージ	事業評価委員会経費	制度の普及啓発	事業費合計	
		強度間伐	荒廃地の条件整備		造林事業上乘せ(保安林・間伐)	造林事業上乘せ(普通林・間伐)	造林事業上乘せ(間伐小計)	造林事業上乘せ(保安林・作業道)	森づくり作業道事業上乘せ	保安林内作業道上乘せ小計	合計	竹林整備事業	造林樹種転換上乘せ						計
第3期	平成28年度	0	0	9,073	38,369	29,177	67,546	13,944	8,093	22,037	89,583	48,387	182	48,569	5,077	事業未整備	430	4,198	156,930
	平成29年度	0	0	8,958	34,702	25,659	60,361	23,312	6,747	30,059	90,420	43,084	2	43,086	6,757		518	5,887	155,626
第4期	平成30年度	0	0	7,030	48,128	30,885	79,013	20,986	5,899	26,885	105,898	45,447	16	45,463	2,748		367	6,855	168,361
	令和元年度	0	0	8,326	50,645	32,074	82,719	27,877	6,825	34,702	117,421	45,519	448	45,967	1,763		425	7,068	180,970
	令和2年度	0	0	6,865	36,657	26,317	62,974	24,106	6,852	30,958	93,932	51,923	1,118	53,041	3,473		322	1,662	159,295
直近5年合計		0	0	40,252	208,501	144,112	352,613	110,225	34,416	144,641	497,254	234,360	1,766	236,126	19,818		0	2,062	25,670
年平均事業費		-	-	8,050	41,700	28,822	70,523	22,045	6,883	28,928	99,451	46,872	353	47,225	3,964	0	412	5,134	164,236
事業費率(合計)		0.0%	0.0%	4.9%	25.4%	17.5%	42.9%	13.4%	4.2%	17.6%	60.6%	28.5%	0.2%	28.8%	2.4%	0.0%	0.3%	3.1%	100.0%
第5期	令和5年	廃止		8,050	52,901	33,948	86,849	23,067	6,484	29,551	116,400	46,872	353	47,225	廃止	10,500	412	5,134	187,722
	令和6年			8,050	53,853	34,559	88,412	23,482	6,601	30,083	118,494	46,872	353	47,225		10,500	412	5,134	189,816
	令和7年			8,050	54,805	35,170	89,974	23,897	6,717	30,615	120,589	46,872	353	47,225		10,500	412	5,134	191,911
	令和8年			8,050	55,756	35,780	91,537	24,312	6,834	31,146	122,683	46,872	353	47,225		10,500	412	5,134	194,005
	令和9年			8,050	56,708	36,391	93,099	24,727	6,951	31,678	124,777	46,872	353	47,225		10,500	412	5,134	196,099

注) 間伐支援事業については、ビジョン目標達成に向けての間伐面積の伸び率に比例した事業費を見込んでいる。
 里山整備パッケージ支援については、2,100千円/地区×5地区/年と想定した事業費を見込んでいる。
 竹林整備について、直近5カ年で市町村が実施主体で行った事業費はない。現状の事業費で竹林面積の拡大は防がれていることから現状の事業費での推移としている。
 県民参加の森づくり事業、制度の普及啓発等については、直近5カ年の平均事業費として計算している。

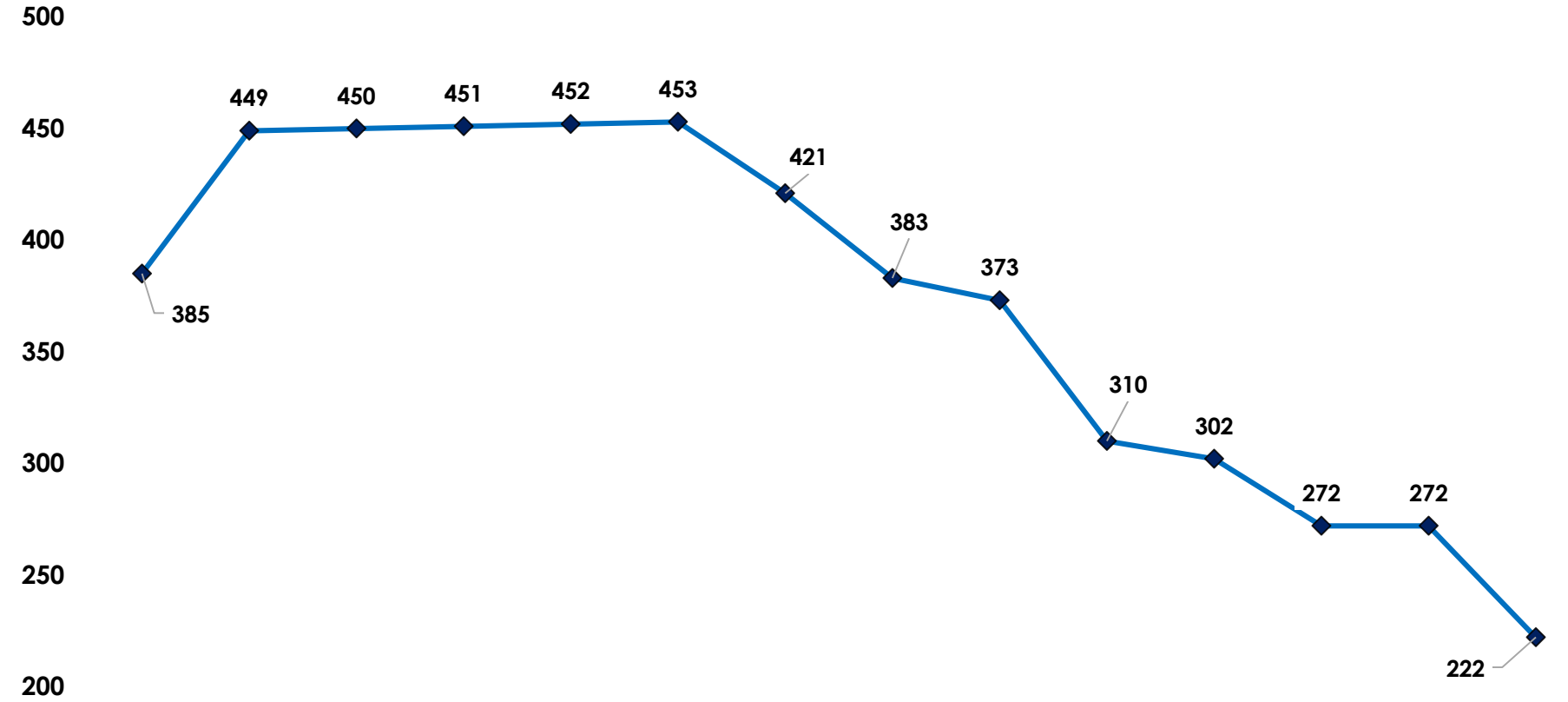
論点3 森林環境保全税（県税）により取り組むべき財政需要

森林事業費に係る 保全税割合

令和3年度林業関係予算の主な増減（一般会計）						
事業名	合計 / 査定額	合計 / 国庫	合計 / 起債	合計 / 負担金	合計 / その他	合計 / 一般財源
林政企画課	1,583,989	280,872	17,000	0	254,148	1,031,684
チェーンソーマイスター安全技術推進事業	43,200	21,600	17,000	0	4,600	0
未来の林業を担う即戦力人材確保育成事業	28,414	18,860	0	0	9,554	0
スマート林業実践事業	143,734	131,112	0	0	12,622	0
林業成長産業化地域創出モデル事業	92,700	92,700	0	0	0	0
とっとり林業金融事業	195,714	0	0	0	194,587	1,127
分収造林促進費	268,972	0	0	0	0	268,972
その他	811,255	16,600	0	0	32,785	761,585
県産材・林産振興課	3,559,014	1,786,120	361,000	106,283	309,612	995,999
間伐材搬出等事業	647,400	0	0	0	0	647,400
低コスト林業機械リース等支援事業	114,922	78,395	0	0	0	36,527
路網整備推進事業	503,054	436,808	0	0	0	66,246
非住宅木材活用推進事業	21,863	1,807	0	0	17,643	2,413
きのこ王国とっとり推進事業	190,782	180,000	0	0	0	10,782
県産材乾燥技術向上推進モデル事業	4,027	4,027	0	0	0	0
緑資源幹線林道整備推進事業	44,654	0	0	0	0	44,654
（公共）林道事業	1,335,290	728,667	344,000	106,283	1,000	155,340
（公共）林道施設災害復旧事業	370,087	342,237	17,000	0	0	10,850
その他	326,935	14,179	0	0	290,969	21,787
森林づくり推進課	1,673,694	617,687	213,000	0	180,463	662,509
とっとり環境の森づくり事業	152,087	0	0	0	152,087	0
松くい虫等防除事業	103,894	8,324	0	0	0	95,570
ナラ枯れ対策事業	82,816	21,250	0	0	15,000	46,566
皆伐再造林を支える優良種苗安定供給戦略事業	30,926	0	0	0	5,305	25,621
森林保全管理事業	28,565	1,048	0	0	1,250	26,267
（公共）治山事業	75,229	15,936	19,000	0	0	40,293
（公共）造林事業	930,399	564,477	194,000	0	11	171,911
その他	269,778	6,652	0	0	6,810	256,281
総計	6,816,697	2,684,679	591,000	106,283	744,223	2,690,192

鳥取県の 財政調整型基金残高の推移

財政調整型基金は取崩しによる減少が続いており、県の財政状況は、厳しい状態が続いている。



(単位：億円)

※「財政調整型基金」
年度間の財源の変動に備えて
積立てておくもの

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
◆ 基金残高A	385	449	450	451	452	453	421	383	373	310	302	272	272	222

論点3 森林環境保全税（県税）により取り組むべき財政需要

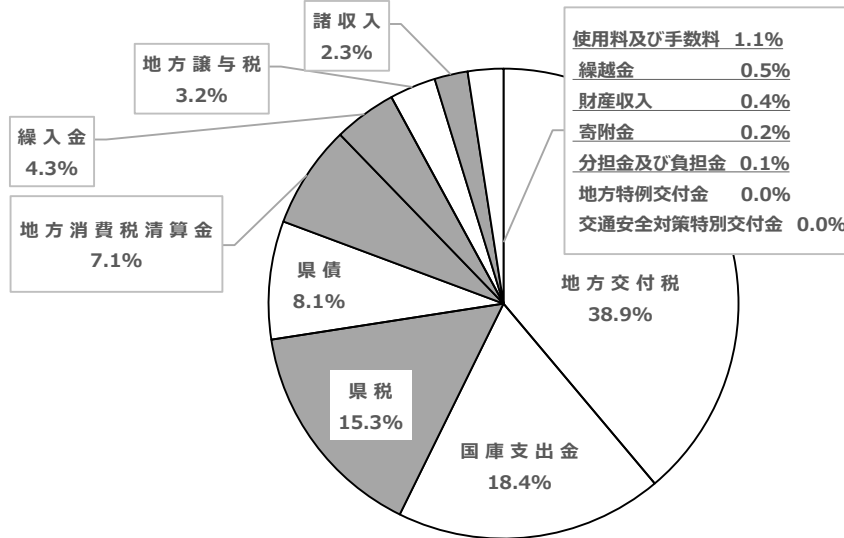
鳥取県の財政上の課題

歳入のうち、約7割を依存財源に頼る脆弱な財政構造のなか、自主財源の確保は本県にとって財政上の重要な課題

【歳入】

・歳入総額 3,640億円
 うち自主財源※ 1,140億円（歳入総額の31.3%）
 うち県税 556億円

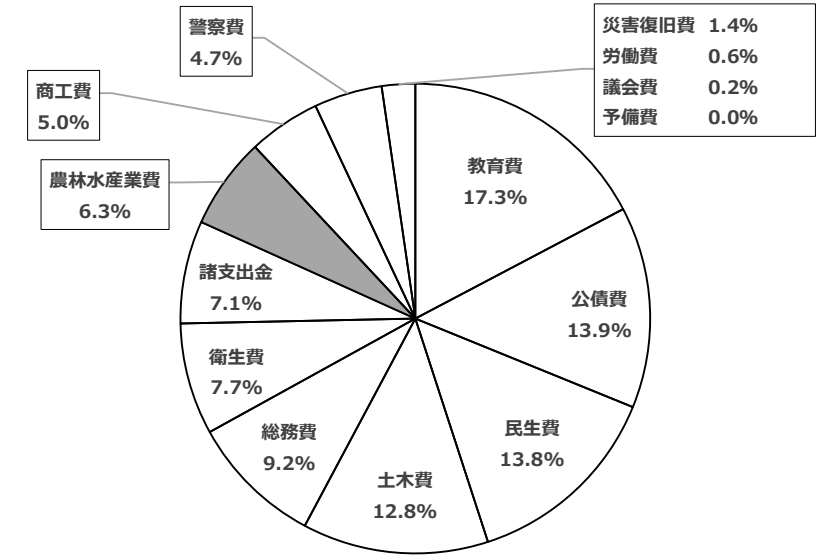
※自主財源の内訳：県税、地方消費税清算金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入



区 分	令和4年度予算額	
	当初予算額(百万円)	構成比(%)
地方交付税	141,500	38.9
国庫支出金	67,011	18.4
県 税	55,568	15.3
県 債	29,609	8.1
地方消費税清算金	25,795	7.1
繰 入 金	15,699	4.3
そ の 他	28,824	7.9
合 計	364,006	100.0

【歳出】

・歳出総額 3,640億円



区 分	令和4年度予算額	
	当初予算額(百万円)	構成比(%)
教 育 費	62,912	17.3
公 債 費	50,481	13.9
民 生 費	50,391	13.8
土 木 費	46,608	12.8
総 務 費	33,396	9.2
農 林 水 産 業 費	22,934	6.3
そ の 他	97,284	26.7
合 計	364,006	100.0

「令和4年度当初予算の分析」を基に作成

參考資料

【参考】森林整備にかかる地方団体の超過課税の導入状況

団体名	税の名称（通称）	導入時期	超過課税（府県民税均等割）の税率		団体名	税の名称（通称）	導入時期	超過課税（府県民税均等割）の税率	
			個人	法人				個人	法人
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	1,000円/年	均等割額の10%	大阪府	森林環境税	H28.4	300円/年	なし
宮城県	みやぎ環境税	H23.4	1,200円/年	均等割額の10%	兵庫県	県民緑税	H18.4	800円/年	均等割額の10%
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	800円/年	均等割額の8%	奈良県	奈良県森林環境税	H18.4	500円/年	均等割額の5%
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	1,000円/年	均等割額の10%	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	500円/年	均等割額の5%
福島県	森林環境税	H18.4	1,000円/年	均等割額の10%	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	500円/年	均等割額の5%
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	1,000円/年	均等割額の10%	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	500円/年	均等割額の5%
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	700円/年	均等割額の7%	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	500円/年	均等割額の5%
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	700円/年	均等割額の7%	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	500円/年	均等割額の5%
神奈川県	水源環境保全税	H19.4	※ 300円/年	なし	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	500円/年	均等割額の5%
富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	500円/年	均等割額の5～12.5%	愛媛県	森林環境税	H17.4	700円/年	均等割額の7%
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	500円/年	均等割額の5%	高知県	森林環境税	H15.4	500円/年	500円/年
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	500円/年	均等割額の5%	福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	500円/年	均等割額の5%
長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	500円/年	均等割額の5%	佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	500円/年	均等割額の5%
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	1,000円/年	均等割額の10%	長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	500円/年	均等割額の5%
静岡県	森林（もり）づくり県民税	H18.4	400円/年	均等割額の5%	熊本県	熊本県水とみどりの森づくり税	H17.4	500円/年	均等割額の5%
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	500円/年	均等割額の5%	大分県	大分県森林環境税	H18.4	500円/年	均等割額の5%
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	1,000円/年	均等割額の10%	宮崎県	森林環境税	H18.4	500円/年	均等割額の5%
滋賀県	琵琶湖森林づくり税	H18.4	800円/年	均等割額の11%	鹿児島県	みんなの森づくり県民税	H17.4	500円/年	均等割額の5%
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	600円/年	なし	※神奈川県…県民税均等割に加え所得割への上乗せ（0.0025%）を実施				計37府県導入

【参考】森林環境譲与税による県税事業への上乗せ補助の実施状況（市町村への聞き取りに基づく）

区分	森林環境保全税（県税）使途事業	譲与税による 上乗せ有無	内容
公益的機能の発揮のための森林整備	保安林等の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐に対する支援 【事業主体】森林所有者等 【補助率】保安林 8/10（うち造林事業6.8/10） 普通林 7.5/10（うち造林事業6.8/10）	なし	[参考] 複数の市町で、県の一般財源による「間伐材搬出支援事業」に対して、800円～1,000円/m3の上乗せ補助を実施。 譲与税による上乗せ：倉吉市、南部町、日野町等 一般財源による上乗せ：湯梨浜町、琴浦町、江府町等
	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備に対する支援 【事業主体】森林所有者等 【補助率】8/10（うち造林事業6.8/10） 8/10（うち森づくり作業道整備事業5/10）	なし	[参考] 八頭町では、林業専用道や森林作業道の補修や拡幅等に対して、20万円/路線を上限に、譲与税による補助を実施。
	竹林整備事業 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援 【事業主体】森林所有者、市町村等 【補助率】(1) 竹林の伐採、片付け、管理道・アクセス道開設：8/10 (2) 伐採竹の搬出：定額（1,200円/m3又は1,000円/t）	あり （湯梨浜町・江府町、R4～）	湯梨浜町では 0.5/10上乗せ補助（計8.5/10）、 江府町では 2/10上乗せ補助（計10/10）をR4年度から実施予定。
	竹林の林種転換及び保育（除伐）への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入地竹の駆除 【事業主体】森林所有者等 【補助率】8/10（うち造林事業6.8/10）	なし	
	森林景観対策事業 市町村が行う国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等を支援 【事業主体】市町村 【補助率】3/4	あり （倉吉市、R3～）	倉吉市では、R3年度から補助残1/4に譲与税を充当。